

中学校・国語

「移行措置の内容」により、新小学校学習指導要領における小学校等で新たに学習することになる漢字を必ず取り扱うとともに、新中学校学習指導要領の一部を追加して指導すること。その上で、「新学習指導要領の内容を取り入れる場合」により指導することができる。

また、新学習指導要領第1章の規定（総則本誌P30～32参照）を踏まえ、その趣旨の実現を図ること。

移行措置の内容

現行の学習指導要領に基づき、以下の対応を行う。

	平成30年度	平成31年度	平成32(2020)年度
第1学年		①学習する漢字に下記※を追加して指導する。	①学習する漢字に下記※を追加して指導する。 ②「共通語と方言の果たす役割について理解すること」を加えて指導する。
第2学年			①学習する漢字に下記※を追加して指導する。
第3学年			

※追加して指導する漢字

【都道府県名に用いる漢字の読みと書き】（20字）

茨、媛、岡、潟、岐、熊、香、佐、埼、崎、滋、鹿、縄、井、沖、栃、奈、梨、阪、阜

新学習指導要領の内容を取り入れて指導する場合

1 指導計画作成上の配慮事項（解説P136～142 参照）

(1) 新設された主な配慮事項は次の3点である。

ア 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に関する配慮事項

単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、言葉の特徴や使い方などを理解し自分の思いや考えを深める学習の充実を図ること。

イ 他教科等との関連についての配慮事項

言語能力の向上を図る観点から、外国語科など他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにすること。

ウ 障害のある生徒への配慮についての事項

障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

(2) 引き続き配慮する主な事項は次の6点である。

ア 弾力的な指導に関する配慮事項

イ [知識及び技能]に関する配慮事項

ウ 「A話すこと・聞くこと」に関する配慮事項

エ 「B書くこと」に関する配慮事項

オ 「読書」及び「C読むこと」に関する配慮事項

カ 道徳科などとの関連についての配慮事項

2 内容の取扱いについての配慮事項（解説P143～145 参照）

(1) 新設された主な配慮事項は次の1点である。

ア [知識及び技能]に示す事項の取扱い（漢字の指導）

他教科等の学習において必要となる漢字については、当該教科等と関連付けて指導するなど、その確実な定着が図られるよう指導を工夫すること。

(2) 引き続き配慮する主な事項は次の3点である。

ア [知識及び技能]に示す事項の取扱い（学習したことを日常に生かす意識、書写の指導）

イ 情報機器の活用に関する事項

ウ 学校図書館などの活用に関する事項

3 教材についての留意事項（解説P146～147 参照）

(1) 新設された主な留意事項はない。

(2) 引き続き配慮する主な事項は次の5点である。

ア 教材の選定

イ 選定の際の8つの観点

ウ 「C読むこと」の教材

エ 近代以降の代表的な作家の作品

オ 古典に関する教材